

令和7年第1回

月形町教育委員会会議録

令和7年2月21日

月形町教育委員会

## 令和7年第1回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和7年2月21日（金） 午後4時00分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 兼 平 晃 成  
委員 岸 上 希 央  
委員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 上 葛 隆 治  
主 幹 野 本 和 宏  
主 幹 加 藤 亮  
学務係長 西 川 幸 江  
学務係主査 五十嵐 克 成  
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件  
議案第1号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）[教育関係]について  
議案第2号 令和7年度月形町教育行政執行方針について  
議案第3号 令和7年度月形町一般会計予算[教育関係]について  
議案第4号 月形町第5次総合振興計画[教育関係]について  
議案第5号 月形町義務教育学校の整備について  
報告第1号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を  
改正する告示の制定について）  
報告第2号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和7年1月分・2月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

# 令和7年第1回月形町教育委員会会議録

(令和7年2月21日)

- (兼平教育長) ただいまから令和7年第1回月形町教育委員会議を開催します。  
委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

・・・

(午後4時00分開会)

- ○ (兼平教育長) 教育行政報告を説明願います。

- (上葛教育次長) 1頁をお開きください。

令和6年12月17日から本年2月14日までの教育行政報告について抜粋してご説明します。

12月18日「教育委員学校訪問」が行われ、教育長及び教育委員により月形小学校及び月形中学校を訪問しました。各学校長から経営方針や学校の現状などについて説明を受け、児童生徒の授業を参観しました。全学年において、児童生徒の落ち着いた集中している姿が見られ、改めて質の高い授業が展開されていると感じているところです。

12月18日「教育委員会表彰式」が開催されました。本教育委員会の目黒委員が、平成15年より永きにわたり月形町スポーツ推進委員として、町民のスポーツ活動の推進に大きく貢献され、教育委員会表彰を受賞しています。

12月19日「令和6年度第2回月形町総合教育会議」が開催され、町長より「財政推計を見直して判断したい」として、建設計画の見直しについて協議を行いました。

12月19日「第7回教育委員会議」が開催され、議案1件、報告1件が承認されました。

12月23日「月形高校『総合的な探求の時間』のまとめ発表会」が同校で行われ、1年生から3年生まで、本町の花、農業、福祉施設などについて地域の学びを深め、地域根ざした課題や提案を自信をもって発表してくれました。

令和7年1月10日「新年交礼会」が開催され、両委員にもご出席をいただきました。

1月11日「令和7年月形町二十歳を祝う会」が開催され、町内在住者や町内出身者全15名の門出を祝いました。

1月15日「第1回町議会臨時会」が開催され、議案4件、同意1件が承認されました。

1月16日「第4回月形町義務教育学校開校準備委員会」が開催され、町長も出席のうえ、これまでの義務教育学校に係る経過について確認しました。

2月2日「第45回行政区対抗ミニバレーボール大会」が開催され、男子8チーム、女子4チームが熱戦を繰り広げ、交流を深めました。

2月3日「人づくり振興協議会全体会議」が開催され、次年度の入学生に係る支援について協議を行いました。

2月5日「地域貢献感謝状贈呈式」が行われました。月形中学校の水道管点検及び修繕を行っていただいた笠原管設工業株式会社と、例年、月形小学校の低学年がスキー授業で利用する雪山の造成をしていただいている株式会社松本組に感謝状を贈呈しました。

2月13日「令和6年度第3回月形町総合教育会議」が開催され、町長より義務教育学校の令和7年度建設着工見送りについて協議しました。

2月14日「令和7年度当初予算報道発表」が行われ、後ほど説明させていただく教育関連予算についても発表されました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○（兼平教育長）ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- ○（兼平教育長）「議案第1号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）〔教育関係〕について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明します。議案書3頁をお開きください。

「議案第1号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）〔教育関係〕について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）〔教育関係〕について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

本件については、3月4日より開催されます第1回町議会定例会に提案する補正予算になります。別添1をご覧ください。

1 頁の右側の表から、3 頁の左側の表までが歳入歳出補正予算の町全体額になります。

2 頁右側の表の一番下から 3 頁になります。「教育費」全体で 18,471 千円の減額となります。

13 頁をお開きください。歳出の 10 款「教育費」になります。

10 款、1 項、2 目「事務局費」については、表の右側の説明欄のとおりです。

次に 3 目「教育振興費」になります。以降、基本的には説明欄に記載のとおりですが、随時、補足させていただきます。

説明欄、◎印の 3 項目、「学校教育振興事業」の会計年度任用職員関係については、月形中学校の時間講師 1 名の減になります。当初、授業支援員 1 名の配置を予定しておりましたが、生徒等の状況を勘案し、配置の必要がなくなりましたので減となっています。「ことばの教室実施業務」及び「登校支援室指導業務委託料」につきましては、利用者の減及び利用期間の減となっています。

「スクールバス運行経費」の「燃料費」については、燃料単価の増によるものです。

「就学援助事業」については、「要保護・準要保護就学援助費」、「特別支援教育就学奨励費」のいずれも対象者の減によるものです。

14 頁にわたりますが、月形高校の支援を行っている「高校教育振興事業」については、「人づくり振興事業」に係る交付金の減です。。同交付金の事業のうち、町内中学校からの入学奨励、大学などへの進学奨励、英検 2 級以上の合格者を対象とした海外派遣に係る対象者の減になります。

「小中学校情報機器整備事業」の「小中学校情報機器設定業務」及び「ライセンス利用料」については、学校との協議を重ねた結果、必要な機能やソフトをある程度限定することが可能となり、そのためのサーバの設置やライセンスが不要となったことから減となっています。

「義務教育学校整備事業」については、「義務教育学校実施設計業務」に係る執行残となっています。

次に 2 項、1 目「学校管理費」になります。

「小学校管理経費」の「光熱水費」については、電気使用量の増によるものです。

次に 3 項、1 目「学校管理費」になります。

「中学校管理経費」の「光熱水費」については、電気使用量の増によるものです。

次に 4 項、1 目「社会教育総務費」になります。

「社会教育推進事業」の会計年度任用職員関係については、勤務時間の減によるものです。15頁にわたります。

「芸術鑑賞会開催業務」については、中高生対象の芸術鑑賞会について、文化庁の事業として採択されたため、町の負担がなくなったことによる減です。

「青少年健全育成事業」については、児童生徒の海外派遣人数の減によるもので、当初の3名から1名としています。

2目「社会教育施設費」です。「図書館管理経費」の「燃料費」については、灯油使用量及び単価の増になります。同じく「光熱水費」について電気料単価の増となります。

「博物館管理経費」の会計年度任用職員関係については、博物館解説員について3名を予定していましたが、2名しか採用できなかったことによる減です。

5項、1目「保健体育総務費」です。

「保健体育推進事業」の「スポーツ教室講師謝礼」については、講師人数の変更による減です。同じく「月形町スポーツ協会」への補助金については、同協会事業の執行額の減に伴いものです。

2目「体育施設管理経費」の「光熱水費」については、電気料単価及び施設利用時間の増です。16頁にわたります。

3目「学校給食費」の会計年度任用職員関係については、勤務時間数の減です。

続きまして、歳入になります。

6頁をお開きください。

13款、1項、6目「教育使用料」、2節「社会教育使用料」の「博物館入館料」については、道の駅開業に併せて割引券の配布やPRを行ったことにより、入館者が昨年よりも3割程度増加しています。

3節「保健体育使用料」については、総合体育館の利用者が増加し、特に冬季間の予約が増えています。

2項、5目「教育手数料」については、情報公開手数料です。

7頁になります。14款、2項、4目「教育費国庫補助金」です。1節「教育総務費補助金」の「就学援助費補助金」については、「特別支援教育就学奨励補助金」の対象者の減によるものです。

8頁になります。16款、1項、1目「財産貸付収入」です。2節「建物貸付収入」の「教員住宅貸付料」については、入居者の減によるものです。

9 頁になります。18 款、1 項、3 目「青少年健全育成基金繰入金」です。1 節「青少年健全育成基金繰入金」については、歳出で説明のとおり児童生徒の海外派遣人数の減によるものです。

10 頁になります。20 款、5 項、4 目「給食事業収入」については、児童生徒分は給食費の無償化をしおり、主に教職員に係る給食数の減によるものです。

5 目「雑入」の「市町村等公演補助事業補助金」については、一般向けの芸術鑑賞に係る音楽コンサートについて、市町村等公演事業補助金を申請しましたが、不採択となりましたので減となります。

11 頁になります。21 款、1 項、8 目「教育債」については、歳出の「義務教育学校実施設計業務」の執行減に伴うものです。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 1 号は本案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第 1 号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）「議案第 2 号 令和 7 年度月形町教育行政執行方針について」を議題とします。

ご説明いたします。議案書 5 頁をお開きください。

「議案第 2 号 令和 7 年度月形町教育行政執行方針について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 2 条第 9 号の規定により、令和 7 年度月形町教育行政執行方針について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

令和 7 年度月形町教育行政執行方針については、別添 2 のとおり事前に配付しており、お目通しいただいていると思ひますので、説明は省略させていただきます。何かございましたら、ご連絡をいただきたいと存じます。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は本案のとおり可決することにしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第2号は本案のとおり可決されました。

- ○(兼平教育長) 「議案第3号 令和7年度月形町一般会計予算[教育関係]について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明します。議案書7頁をお開きください。

「議案第3号 令和7年度月形町一般会計予算[教育関係]について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度月形町一般会計予算[教育関係]について、教育委員会の意見をめるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

別添3をご覧ください。

1頁の右の表から3頁の左の表までが、町全体の歳入歳出予算になります。

2頁の右の表のとおり、教育費は334,921千円となります。

16頁をお開きください。歳出になります。

2款、1項、8目「財産管理費」の「教職員住宅管理経費」については、9戸の管理経費です。

17頁をお開きください。

10款、1項、1目「教育委員会費」の「教育委員活動経費」については、説明欄のとおりです。

2目「事務局費」の「教育委員会事務経費」につきましても、説明欄のとおりです。

3目「教育振興費」の「外国語指導助手活動事業」については、ALTにかかる経費になります。令和7年度も継続していただけるとのことで、5年目になります。今回、国のJETプログラムの運用改善により報酬が増額となり、関連する保険料等も

増となっています。

18 頁にわたりますが、「学校教育振興事業」の会計年度任用職員関係については、町費の時間講師および特別支援教育支援員分です。小学校については、授業支援員 3 名と英語講師 1 名を併せた 4 名の時間講師と特別支援教育支援員 2 名、計 6 名の配置を昨年度と同様に行います。中学校については、これまでの状況を踏まえ、昨年度より授業支援員 1 名を減らし、英語講師 1 名の配置を見込んでいます。「印刷製本費」については、小学校 3・4 年生が使用する社会科副読本を更新します。「登校支援室指導業務委託料」については、昨年度は 3 名分でしたが、現在の状況を踏まえ 1 名分としています。交付金の「月形町郷土読本改訂編集委員会」については、先ほどの小学校 3・4 年生が使用する社会科副読本の更新に係るものです。19 頁になります。

「高校教育振興事業」の「人づくり振興事業」については、月形高等学校への支援になりますが、昨年度と比較し、全体事業費の大きな増減はありません。支援内容については、全国募集である地域みらい留学の参画費用の増、同留学生の受け入れにかかる下宿費用助成の新設、大学等への進学奨励費や海外派遣の減などとなっています。

「小中学校情報機器整備事業」の「小中学校情報機器設定業務」及び「備品購入費」については、小中学校の全児童生徒が使用する 1 人 1 台端末の更新に伴う経費になります。令和 7 年度で購入し、令和 8 年度より使用を開始します。「北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡代金」については、令和 6 年度に更新した小中学校の校務用端末にかかる償還金で、令和 10 年度まで償還が続くことになります。

「小中一貫教育推進事業」については、開校準備委員会の開催にかかる経費です。

「義務教育学校整備事業」の「義務教育学校町内産杉材利用業務」については、令和 5 年度に空知森林管理署より譲渡を受けた円山の月形スギ保護林の間伐材で、学校建設に利用するための保管料です。

2 項、1 目「学校管理費」です。「小学校管理経費」の「消耗品費」については、昨年度、教師用指導書の購入がありましたので減となっています。「特別教室等空調設備設置工事」については、校長室、職員室、図書室、音楽室にエアコンを設置する工事となります。「備品購入費」については、机と椅子の計画的な更新と大型プリンターの故障による入れ替えになります。20 頁になります。

3 項、1 目「学校管理費」です。「中学校管理経費」の「消耗品費」については、学習指導要領の改定に伴う教師用指導書の購入による増です。「修繕料」については、一般修繕のほか、体育館の雨漏りにかかる修繕などの増です。「オンライン学習サー

ビス利用料」については、生徒の学び方の習得と家庭学習の習慣化を目的として、全教科に対応したオンライン学習サービスの活用を図ります。「特別教室等空調設備設置工事」については、理科室、技術室、職員室、校長室にエアコンを設置する工事となります。「備品購入費」については、指導用のデジタル教科書の購入などです。

4項、1目「社会教育総務費」です。21頁にわたります。

「社会教育推進事業」の会計年度任用職員関係については、社会教育指導員の報酬のベースアップに伴う増です。

「少年教育事業」の「青少年健全育成事業」については、実用英語技能検定の合格者にかかる海外派遣3名分です。「子ども会育成連絡協議会」については、同会の繰越金や実施事業の内容見直しによる減です。なお、アフタースクールについては、参加者の減少などを踏まえ、実施しないこととしています。

「成人教育事業」の「諸車賃借料」については、ふれあい大学の登下校等に係るバスの借上げ料です。

「図書教育事業」の会計年度任用職員関係については、報酬のベースアップに伴う増です。22頁にわたります。

2目「社会教育施設費」です。

「陶芸教室管理経費」については、現在、利用はありませんが、小学校跡地として計画されている地域拠点施設等の動向も踏まえて、一体的に判断する必要があるため、維持管理を継続します。

「博物館管理経費」の会計年度任用職員関係については、博物館解説員3名分の報酬等です。日額の増に伴い、手当等の関連経費も増となっています。「光熱水費」については、令和6年度にエアコンを設置したため増額しましたが、設置後の実績を踏まえ、昨年度よりも減としています。

5項、1目「保健体育総務費」です。23頁にわたります。

「保健体育推進事業」の負担金「スキー教室」については、令和6年度に行った南空知定住自立圏形成に向けた協議において、令和6年度より岩見沢市の事業へ参画できることとなったため、令和7年度についても同市の事業へ参画し、必要となる負担金を支払うものです。

2目「体育施設費」です。

「体育施設管理経費」の「修繕料」について、総合体育館の格技場床研磨塗装業務を実施します。

「体育施設管理業務」については、総合体育館、多目的アリーナ、野球場、パークゴルフ場にかかる管理業務です。「備品購入費」については、多目的アリーナ等のエアコンの設置などです。

3目「学校給食費」です。

「学校給食経費」の会計年度任用職員関連については、調理員、事務員、施設管理員、計11名にかかる報酬等の経費です。報酬等の関連経費について、昨年度よりベースアップのため増となっています。「修繕料」については、食器・食管洗浄機コンベヤー交換、厨房用計装制御機器インバーター取替などの修繕を実施します。24頁にわたります。「手数料」については、施設従事職員にかかるノロウイルス検査など、健康確認のための検査手数料単価が増となっています。「備品購入費」については、給食センターの休憩室や事務室へのエアコン設置などです。

歳出については、以上です。

続いて、歳入になります。7頁をお開きください。

13款、1項、7目「教育使用料」については、説明欄のとおりです。

8頁をお開きください。

14款、2項、4目「教育費国庫補助金」の「公立学校情報機器整備費補助金」については、小中学校の一人一台端末にかかる国からの補助金になります。

9頁になります。16款、1項、1目「財産貸付収入」、10頁にわたりますが、17款、1項、4目「教育費寄附金」については、説明欄のとおりです。

11頁になります。18款、1項、3目「青少年健全育成基金繰入金」については、実用英語技能検定合格者の海外派遣3名分にかかる繰入金が主なものです。

13頁から14頁にかけて20款、5項、5目「雑入」については、説明欄のとおりです。

15頁になります。21款、1項、8目「教育債」の「人づくり振興事業」については、過疎債のソフト事業の対象となります。

3頁に戻ります。

第2表「債務負担行為」の「令和7年度北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業」については、令和6年度に購入した小中学校における校務用端末購入代6,849千円が含まれています。

4頁の第3表「人づくり振興事業」については、先ほどのとおり過疎債のソフト事業となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は本案のとおり可決することにしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第3号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）「議案第4号 月形町第5次総合振興計画[教育関係]について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明します。議案書9頁をお開きください。

「月形町第5次総合振興計画 [教育関係] について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第9号の規定により、月形町第5次総合振興計画 [教育関係] について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

別添4をご覧ください。

現在の月形町第4次総合振興計画については、町の最上位の計画として、平成27年度から令和6年度までの10年間を期間としており、本年度で終了を迎えます。

新たに令和7年度から16年度までの計画として、月形町第5次総合振興計画案が本書のとおり作成されました。本案につきましては、3月に開催されます第1回議会定例会に提案される予定となっています。

内容については、事前に資料をお配りしておりますので、詳細は割愛させていただき、主要な項目のみ説明させていただきます。

5頁をお開きください。

「1 総合振興計画策定の趣旨」として、先ほどの計画期間や計画の構成などが記載されています。

7頁になります。「IV 本計画とデジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期

まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化」ということで、今回の計画より、総合振興計画と創生総合戦略を一体化した計画となります。

10 頁になります。「1 令和 16 (2034) 年のまちの姿 (将来像)」については、6 つの柱で構成されています。教育関係については、主に「④ 人が輝き文化を育むまちづくり」として掲載されています。

11 頁になります。「2 基本理念」として、「みんなでつくる未来 ともに歩むまちづくり」をテーマとして掲げられています。「3 将来推計人口と目標」については、月形町人口ビジョンにおける令和 17 年度の将来人口推計、住民基本台帳人口で 2,280 人を上回ることを目標としています。右の頁、「4 月形町の未来へ向けた基盤となる考え方」として、SDGs とデジタル・トランスフォーメーションの推進が掲げられています。

15 頁になります。「7 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の設定」として、今回より総合振興計画と一体となった創生総合戦略について記載されています。総体的には 1 期・2 期の戦略を継承し、東京一極集中の是正、将来にわたって活力のある社会の維持を目指し、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」として推進していくこととなります。18 頁になります。

創生総合戦略の 4 つの基本目標と 1 つの横断的目標について、27 頁にわたり掲げられています。教育関係については、23 頁の「前期基本計画 4 人が輝き文化を育むまちづくり」になります。「義務教育学校の整備」「月形高校生への人材支援」「青少年スポーツ・文化活動への支援」となっています。28 頁になります。

「5 重点プロジェクト」として、5 つ掲げられています。教育関連については、主に「【テーマ 4 : 子ども】子ども元気・いきいきプロジェクト」として記載されています。29 頁になります。

「6 まちづくり総合目標」として、出生数や転入・転出の割合などの目標が掲げられています。61 頁になります。

先ほどのまちづくりの柱、創生総合戦略、重点プロジェクトとして位置づけられている教育関連の具体的な施策について記載されています。

重要施策 1 の「学校教育」では、義務教育学校の設置、給食センターの在り方の検討、月形高等学校への存続の取組などがあります。63 頁になります。

重要施策 2 の「生涯学習」では、全町民を対象とした様々な講座・教室の実施、子

どもの読書活動の促進、総合的な学習環境づくりの推進などが記載されています。

重要施策3の「青少年健全育成」では、青少年の体験・交流機会や社会参画機会の提供、子ども会等の団体活動の育成・支援など、青少年健全育成の取組が記載されています。65頁になります。

重要施策4の「スポーツ」では、スポーツ事業の内容の充実、スポーツ団体や指導者の育成、関係機関と連携した事業の実施などが記載されています。67頁になります。

重要施策5の「文化芸術・文化財」では、文化芸術団体の育成・支援、芸術鑑賞会等の直にふれる機会提供、旧樺戸集治監本庁舎や水道遺跡等の文化財の保護や活用の充実などについて記載されています。

重要施策6の「国際化・地域間交流」では、外国語教育や国際化への対応の充実、地域間交流による地域活性化や郷土愛の醸成などが記載されています。

以上、議案第4号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第4号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）「議案第5号 月形町義務教育学校の整備について」を議題とします。上葛教育次長説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明します。議案書11頁をお開きください。

「月形町義務教育学校の整備について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第9号の規定により、月形町義務教育学校の整備について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

2月13日開催の月形町総合教育会議の結果を受けまして、教育委員会議としても再

度、確認を行うものです。

最終的な結論としましては、町長より説明があり、ご審議いただきましたとおり「月形町義務教育学校について、令和7年度の校舎等の建設を見送り、開校を延期する。」という結果になりました。

同会議の中では、町長より議会や住民の理解が不十分であり、今後、丁寧に説明していきたいということで、具体的な延期の時期などについては示されませんでした。

このように、昨年の秋から非常に大きな問題となり、1年以上延期するという判断になりましたので、教育委員会としまして、ここで現時点における考え方を一旦整理させていただきたいと考えています。

若干長くなりますが、少々お時間をいただきたいと思います。

これからお話する内容については、2月19日開催の開校準備委員会でもご説明させていただいた内容になります。

2月13日開催の総合教育会議において、上坂町長より延期の判断について、ご説明がありました。

最終的には、町長が議会とも協議のうえ、延期という重い決断をされましたので、教育委員会としまして、町長の決断を尊重する形となります。

ただ、教育委員会としましては、令和4年4月に義務教育学校設置審議会より全会一致で「1年でも早い義務教育学校の設置を望む」との答申をいただき、教育面においても財政面においてもベストのタイミングで事業を進めてきましたので、非常に残念に思うところでもあります。

今回の延期の判断につきましては、端的に申し上げて、住民の皆さんが「今ある住民サービスを削られるのではないか」という不安を払拭できなかったことにあると考えています。

昨年12月の総合教育会議でもご説明させていただきましたとおり、財政面の問題とは考えておりませんし、令和3年度からの義務教育学校に係る協議経過をホームページでも公開していますが、義務教育学校の必要性、設置時期、建設場所、整備方法、設計なども含めて十分に熟議を行い、子どもや保護者へのアンケート、ワークショップ、パブリックコメント、住民説明会を開催するなど、民主的なプロセスを経た中で、これまで異論なく進んできた事業となりますので、協議過程や教育面の問題でもないと考えております。

昨年9月末の実施設計における事業費や財源負担の増加に端を発し、地域住民の皆

さんに不安や疑問が広がったことが影響したものと考えています。

本年1月の開校準備委員会では、一部の委員の方から「義務教育学校を建設すると住民サービスは削られないか」「学校建設によりこれまでの子育て支援が受けられなくなるのであれば今のままでいい」「役場の職員も自分たちの給与が削減される。危険な事業だと言っている」との主旨のご発言もございました。

実際には、そのような「住民サービスが削られる」という根拠となる数値は示されておらず、不安だけが增長して住民の方へ伝わっていった結果であると考えています。

実際の町の財政面については、町全体の話になりますので、別途、町より見解が示されるのではないかと思います。現状では先ほどのおり開校準備委員会への説明が必要など、待つことのできない状況もありますので、教育委員会としての考え方を整理させていただきました。

別添の参考「財政推計抜粋資料」をご覧ください。

まず、「1 財政健全化判断比率」になります。

こちらにつきましては、平成19年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられたものになります。

上から「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」、一つ飛ばして「将来負担比率」については、その下の注釈にもあるとおり、現在の赤字や将来の赤字の割合を示すものであり、本町については、以前より赤字はない状況が続いています。

そして、上から3つ目の「実質公債費比率」ですが、これは今回重要な指標になります。町の借金である主に地方債の標準財政規模に占める割合になります。令和5年度で本町の借金の割合は4.5%となっています。全道的には、平均で9%から10%程度ですので、低い値と言えます。先日の報道では、北海道は20%ということでしたので、それと比較しても低い値ということがお分かりいただけるかと思います。ただ、低ければよいかというと、そうではなく、それだけ公共施設やインフラ整備など、将来のまちづくりに向けて、借金となる地方債を借入する事業を行ってこなかったとも言えるかもしれません。

「2 財政推計」では、この実質公債費比率は「整備する場合」でも、最高で令和15年度に8.2%であり、学校を建設したとしても全道的な自治体の借金の水準を下回ります。この財政推計について大枠で見ると、学校を整備しても、2校を維持管理しても、R15年度の数値と比較すると、あまり変わらないという結果であると考えています。逆に現在の校舎を改修して使用し続けた場合は、2校分の維持管理費が掛かって

いくことや令和 30 年頃には建て替えしなければならないという大きな問題も発生することになります。

また、財政推計の取り扱いについてですが、今回のように「建設すべきか」「建設しないか」の方向性を決めるなど、全体を見渡すマクロ的な視点で活用することが重要と考えています。なぜかと言いますと、財政推計を正確に作成することはできないと言われているからです。特に表にある「形式収支」については、年度毎の黒字・赤字を推計したものになりますが、歳入は最小に見積もり、歳出は最大に見積もり、歳入の 4 割から 5 割を占める地方交付税の算定は、国の仕組上正確に行うことはできません。

翌年度の予算や決算に係る直近 1 年間の収支でさえ、予算時には町の貯金である財政調整基金を繰入する予定でも、実際の決算では繰り入れしていない状況が続いており、同基金が増え続けている状況を鑑みても、単年度の形式収支など、財政推計の細かな部分を議論することに、あまり意味はないものと考えられます。

次に「3 基金の状況」になります。

では、年度毎の収支の推計をどのように考えるかということ、実質収支比率などいろいろな指標はありますが、一番分かりやすいのは、町の貯金である財政調整基金がこれまでどのように推移してきたかを見るのが、簡単だと思います。つまり、これまでの住民サービスで町の貯金が増えてきたのか、減ってきたのか。その足跡をみて、今後どうなるかを予測するという考え方です。

貯金である財政調整基金は平成 24 年度で約 5 億 5 千万円であり、11 年後の令和 5 年度には、約 7 億 3 千万と約 3 割伸びています。一般的な自治体では、財政調整基金は、その名のとおり年度間の財政を調整する基金ですから、増えることもあれば減ることもある基金です。本町で言えば、概ね 5 億円程度が適正な水準となりますので、現在の約 7 億 3 千万円は、その水準の 1.4 倍程度の保有状況と言えます。

加えて、町全体の基金の合計額が増え続けていることにも着目する必要があります。

財政調整基金は増えていなくても、他の基金に積んでいる場合もあります。近年では、ふるさと納税についても寄付や基金は増加傾向にあり、その約半分は「子どもたちのために」と寄付されたもので、その額は伸び続けています。家計であれば、このように基金が増え続けている状況はよいことかもしれません。しかし、自治体の場合は、皆さんからいただいた税金で住民サービスを行っています。つまり、集めたお金が現役世代に還元されていないとも考えることができます。やはり適正な水準を維持

しながら、現役世代にも適正な住民サービスを行い、将来的な公共施設の統合、インフラの整備などについても地方債を活用し、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要であると考えられます。なお、各基金には目的があり、この金額を義務教育学校建設にすべて使えるかという、そういうことではありません。あくまでも町財政の全体状況についての説明となりますので、ご注意ください。

最終的にお伝えしたいのは、本町の借金については、学校を建設したとしても、一般的な自治体の水準を下回るということ。町の貯金である財政調整基金や町全体の基金の推移を併せて考えても、学校建設に係る負担は限定的であり、それによって、直接的に住民サービスが削減されるというものではないということをご理解いただきたいと思います。

ただし、将来的な人口減少、公共施設の大きな修繕、大規模な事業の実施など、年度ごとの収支が赤字になっていく可能性がないかという、そういうことではありません。しかし、それは義務教育学校を建設したからということではなく、先ほどのとおり、一般的な水準を下回る地方債の借入において、町の財政を圧迫しているということにはなりませんので、逆に単年度の住民サービスが過剰であると考えられるかもしれません。

財政の話については、以上となります。

財政面のほかに、延期のデメリットについても、ご理解いただく必要があるものと考えています。

大きく2点あります。一つは先延ばしすることの損失です。もう一つは複式学級の発生です。

例えば、1年先延ばししますと、一番に懸念されるのは事業費の増加です。近年の建築単価の状況などを踏まえ、仮に4%事業費が増加した場合、全体事業費が現在47億円ですので、単純に2億円弱の損失となります。

社会的にみても労務単価は上昇傾向にあり、今後も工事費は上昇する可能性が高いものと思われ、増加率が上がれば更にその損失は膨らむこととなります。

また、これまで行った実施設計や基本設計などの経費も国庫補助金の対象外となります。その他、統合していれば得られた維持管理費や修繕費の削減効果も見込めなくなりますので、全体として数億円規模の損失になる可能性があることにご留意いただく必要があります。

二つ目は複式学級の発生です。

令和9年度には複式学級が発生する見込みです。現在の子ども園の年長、年中が2・3年生になるとときには、2学級で16名以下になる見込みであり、基本的には複式学級となります。町単費で教員を採用し、複式学級を解消することも可能ですが、相応の負担が必要です。また、現在、教員の人材も不足しており、適正な教員が確保できるか難しい状況にあることを、あらかじめご理解いただく必要があるものと考えています。

以上、町財政面と延期することによるデメリットについて、整理させていただきました。

今回は、財政面に端を発した問題ですが、本来、義務教育学校の設置は、義務教育学校設置審議会の答申のとおり、未来を担う子どもたちのためであり、子どもたちの9年間を見通した教育の実現、学校活動を維持するための集団規模の確保、小中を一つにすることによる多様な教員の確保など、今後の月形の教育にとって必要であるという根幹を忘れてはなりません。

現在、整備方法や校舎の規模、開校時期などの議論が再燃していますが、そのほとんどは令和3年度の義務教育学校設置審議会で既に審議されています。一部の方については、地域拠点化施設整備も一体的と考えているようですが、地域拠点化施設整備の話があったから、義務教育学校の設置を決めたということではありませんし、そのことも審議会の答申に記載されています。

最終的にこの問題の本質は、まち全体として月形の子どもたちの将来像や教育の在り方、財政の在り方、まちづくりの在り方をどのように考えているか、住民全体に問われている問題ではないかと考えているところです。この延期の判断を通して、地域住民のみなさんが納得のうえで、月形の子どもたちのために住民一丸となって、よりよい教育環境を築き、将来のまちづくりに向かって進んでいくことが重要であることを申し上げ、現時点における教育委員会の考え方として整理させていただきたいと考えています。

以上、議案第5号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第5号は本案のとおり可決されました。

- ○(兼平教育長) 続きまして、「報告第1号 臨時代理の報告について(月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について)」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明いたします。議案書13頁をお開きください。

「臨時代理の報告について(月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について)」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書14頁をお開きください。

月形町人づくり振興協議会については、月形高校の存続のため、同校の取組を支援し、同校の魅力化や生徒への支援拡充などの対策を行ってきました。

今回、本協議会の取組としても行っている同校の全国募集に際し、道外から入学する可能性のある生徒がいますので、さらに検討を進めて今回支援の拡充を行うものです。

下宿費用助成については、昨年6月の本委員会議でも報告させていただきましたとおり、最大月25千円の助成を予定していました。実際に8月から全国募集活動を進める中で、近隣の寮などとの経費負担について比較される場合も多くなりました。

実際に入学してもらうためには、近隣と同等程度に家庭の負担を抑える必要があると判断し、今回、下宿費用助成の上限額を現在の25千円から31千円に変更するものです。なお、本変更については、2月3日に人づくり振興協議会の会議を開催し、ご承認をいただいております。

以上、報告第1号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり承認することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第1号は報告のとおり承認されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第2号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和7年1月分・2月分）について」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明します。議案書15頁をお開きください。

「報告第2号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和7年1月分・2月分）について」令和7年1月分と2月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書16頁をお開きください。

1月1日現在の児童生徒数になります。小学生79名、中学生45名、全体で124名となっております前月と変更ありません。17頁の2月分も同様となっております。

以上、報告第2号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（兼平教育長）ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

○（兼平教育長）お諮りします。報告第2号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご意義ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって報告第2号は報告のとおり承認されました。

○（兼平教育長）以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。

